

平成24年（ワ）第430号 川内原発差止等請求事件
平成24年（ワ）第811号 川内原発差止等請求事件
平成25年（ワ）第180号 川内原発差止等請求事件
平成25年（ワ）第521号 川内原発差止等請求事件
平成26年（ワ）第163号 川内原発差止等請求事件
平成26年（ワ）第605号 川内原発差止等請求事件
平成27年（ワ）第638号 川内原発差止等請求事件
平成27年（ワ）第847号 川内原発差止等請求事件
平成28年（ワ）第456号 川内原発差止等請求事件
平成29年（ワ）第402号 川内原発差止等請求事件
平成30年（ワ）第562号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面73

—被告国準備書面（3）第2における国の主張について—

2019（令和元）年12月10日

鹿児島地方裁判所民事1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 雅



同 板 井 優



同 後 藤 好 成



同 白 鳴 努



1. 国の準備書面（3） 第2における国の主張は、要するに

- ①伊方訴訟と川内原発訴訟は訴訟類型・審理の対象が異なる
- ②国がHPにて情報公開していることをあげて現在では証拠の偏在は解消された

としたうえで、国としては、行政庁の判断に不合理な点がないことを主張立証しなくてよいとするものである。

2. この点、①についてみると、行政訴訟たる伊方訴訟と、民事訴訟たる川内原発訴訟（原告らの人格権侵害に基づく原発差止等請求）とでは訴訟類型・審理の対象は確かに異なっている。しかし、行政庁の判断に不合理な点があれば、原発の安全性を確保する前提が損なわれる以上、原発の可動により原告らの人格権侵害のおそれが具体的に生じていることを推認することになるといえよう。そのようなことからすれば、訴訟類型・審理の対象が伊方訴訟とは異なることを理由に直ちに国の主張・立証責任を免れさせることにはならないといえよう。

3. ②についてみると、たしかに、国はHPを通じて議事録など情報を公開しているが、さりとて、原発の安全性に関する情報、知見、技術を国及び電力会社が独占的に保有していることには変わりはなく、HPを通じて情報を公開しているからといって証拠が偏在している状況が解消されていることにはならない。しかも、国が原発の安全性につき自ら審査している以上、その判断が仮に合理的なであれば国が自らの判断に不合理な点がないことを主張・立証するのは容易かつ可能であり、したがって、国が自らこの点につき主張・立証できないのであれば国の判断が不合理であることを推認せざるを得ない。

4. 以上のことからすれば、国としては、行政庁の判断に不合理な点がないことを主張立証する必要があるのであり、このことは、伊方訴訟と川内原発訴訟とで変わることろはないというべきである。